



「脱退パワハラ訴訟」 控訴審

控訴棄却 一審判決を維持

4月24日「脱退パワハラ訴訟」の判決が言い渡されました。

弁護士からの見解

- ・一審判決で認められた不当労働行為の認定については変わらない。
- ・会社による関与は証拠不十分として認められなかった。しかし、各職場で脱退勧奨が行われた可能性は高いと認められている。
- ・不当労働行為を証明するためには証拠が何よりも重要。

あったことをなかったことにさせなかった！
不当労働行為が認定された事実は変わらない！

不当労働行為・パワハラ・人権侵害を許さ
ず、健全なJR東日本を実現しよう！